

平成21年第7回玉城町議会定例会会議録(第1号)

1. 招集年月日 平成21年12月10日
 2. 招集の場所 玉城町議会議場
 3. 開 会 平成21年12月10日
 4. 応招議員

1番	小林一則君	2番	中野勇君
3番	山本静一君	4番	
5番	鈴木加奈子君	6番	小林豊君
7番	前川隆夫君	8番	風口尚君
9番	川西元行君	10番	中瀬信之君
11番	山口和宏君	12番	奥川直人君
13番	高木市郎君	14番	東谷富雄君
 5. 不応招議員 なし
 6. 出席議員 13名
 7. 欠席議員 なし
 8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

町 長	辻村修一君	副町長	坪井信義君
教育長	山口典郎君	会計管理者	前田浩三君
総務課長	中郷徹君	税務住民課収納対策室長	中西末郎君
生活福祉課長	林裕紀君	建設課長	森島千里君
上下水道課長	松田幸一君	病院老健事務局長	田畑良和君
教育事務局長	辻誠君	総務担当課長補佐	田村優君
産業振興課長	田間宏紀君	政策財政担当課長補佐	中村元紀君
教育委員長	加藤禎一君	監査委員	松田隆生君
 9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	大南友敬君	同書記	高井美江君
同書記	内山治久君		
 10. 提出議案
- 日 程
- 第 1. 会議録署名議員の指名
 - 第 2. 会期の決定
 - 第 3. 諸報告

- 第 4 . 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 5 . 議案第 9 0 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 6 . 議案第 9 1 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 第 7 . 議案第 9 2 号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について
- 第 8 . 議案第 9 3 号 平成 2 1 年度玉城町一般会計補正予算 (第 5 号)
- 第 9 . 議案第 9 4 号 平成 2 1 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 1 0 . 議案第 9 5 号 平成 2 1 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 1 1 . 議案第 9 6 号 平成 2 1 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 1 2 . 議案第 9 7 号 平成 2 1 年度玉城町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 1 3 . 議案第 9 8 号 平成 2 1 年度玉城町病院事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第 1 4 . 議案第 9 9 号 平成 2 1 年度玉城町水道事業会計補正予算 (第 3 号)
- 第 1 5 . 議案第 1 0 0 号 平成 2 1 年度玉城町下水道事業会計補正予算 (第 3 号)

(午前 9 時 5 分 開会)

議長(小林一則君) 只今の出席議員数は 1 3 名で定足数に達しております。よって、平成 2 1 年第 7 回玉城町議会定例会は成立致しましたので開会致します。

開会にあたり町長より定例会招集の挨拶があります。町長 辻村修一君。町長 (辻村修一君) 平成 2 1 年第 7 回定例会開会に当りまして、一言挨拶を申し上げます。只今は、町議会議員として長年のご活躍に全国表彰を受けられました、鈴木議員さんにおかれまして心からお祝いを申し上げます。今後ともよろしくお願いを申し上げます。大変なこの経済不況という状況が続いておりまして、玉城町の税収におきましても厳しい落ち込みの状況でございます。国の追加の経済対策も打ち出されましたけれども、尚一層地方の再生のための国の施策をしっかりと進めてほしいと、こんなふうに願っておる次第でございます。本定例会で提案を申し上げます案件につきまして、特に一般会計或はその他の会計によりますところの補正予算をお願

いするものが主なものでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。

議長(小林一則君) これより本日の本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手許に配布のとおりであります。

議長(小林一則君) 日程第1．会議録署名議員の指名を行ないます。本日の会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、議長において

5番 鈴木加奈子さん 6番 小林 豊君

の2名を指名致します。

議長(小林一則君)次に、日程第2．会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。今期定例会の会期は、本日から12月21日までの12日間と致したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から12月21日までの12日間と決定致しました。なお、会期中の会議予定につきましては、先日配付致しました会期日程案のとおりでありますのでご了承願います。

議長(小林一則君) 次に、日程第3．諸報告を致します。監査委員から平成21年8月分ないし10月分に関する例月出納検査の結果報告書の提出がありましたので、その写しをお手許に配布致しておきましたからご了承願います。

以上で、諸報告は終わります。

議長(小林一則君)次に、日程第4．諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題と致します。町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして提案理由を申し上げます。

人権に関する課題や問題が複雑化している今日、住民のニーズは高度多用化しており、その内容も複雑であります。人権意識は、普及致してまいりましたが、今なお、自分の人権のみを主張し、他人の人権を顧みない風潮が見受けられます。今回、谷野育子氏が任期満了となることに伴い、人格、識見共に、人権擁護委員として適任と考え、橋 尚明氏を推薦いたしたく、

人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。なお補足は省略致します。どうぞよろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（小林一則君）以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮り致します。本案については、推薦することに同意いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（『異議なし』の声）

ご異議なしと認めます。よって諮問第2号は原案のとおり推薦することに決しました。

議長（小林一則君）次に、日程第5・議案第90号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題と致します。町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）議案第90号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

玉城町固定資産評価審査委員会委員 奥田進一氏、下村 久氏及び谷野信義氏は、本年12月21日をもって任期満了となるため、下村 久氏については引き続き、また、奥田進一氏及び谷野信義氏の後任として、上田 登美夫氏及び松尾 昭彦氏をそれぞれ選任致したく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。なお、補足は省略致します。よろしく、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小林一則君）以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮り致します。只今議案となっております議案第90号については、質疑・討論を省略し本案を採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（『異議なし』の声）

ご異議なしと認めます。これより本案を採決致します。本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり同意することに決しました。

議長（小林一則君）次に、日程第6・議案第91号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてないし日程第7・議案第92号 玉城町国民健康保険条例の一部改正についてを一括議題と致

します。町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君
町長（辻村修一君）議案第91号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。今回の改正は、船員保険法の改正を受け、地方公務員である船員のうち再任用短時間勤務職員については、これまで船員保険法が適用されていましたが、常勤の地方公務員である船員と同様、地方公務員災害補償法の規定に基づく補償を行うことになったため、所要の改正をおこなうものであります。なお、補足は省略させていただきます。

次に、議案第92号 玉城町国民健康保険条例の一部改正につきまして提案理由を申し上げます。今回の改正は、平成20年及び21年度の地方税法の改正を受け、国民健康保険法施行令が改正されることに伴い、本条例を改正するものであります。

なお、詳細につきましては、生活福祉課長から説明致させます。

どうぞよろしくお願い致します。

議長（小林一則君）生活福祉課長 林 裕紀君

生活福祉課長（林裕紀君）それでは、議案第92号 玉城町国民健康保険条例の一部改正につきまして補足説明を申し上げます。国保料の所得割の算定所得に、地方税法改正で導入された上場株式等の配当所得の申告分離課税を加えることを盛り込んだ、改正国民健康保険法施行令が11月21日に公布されたことを受け本条例を改正するものでございます。地方税法の改正点といたしましては、まず1点目に上場株式等の配当所得の申告分離課税の創設2番目に、上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得等の間の損益通算の特例の創設、3番目に、特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除の創設、以上の3点の税制改正を、国保料の所得割の算定並びに70歳以上の一部負担金の所得判定又、高額療養費の所得区分において反映させるため本条例を改正するものでございます。施行時期は申告分離課税の追加と損益の通算が21年1月1日から土地等の長期所得の控除の施行日は22年4月1日となっております。又今回合わせて、保険料の算定所得につきましては現在総合課税の所得については、本則において規定し申告分離課税の所得については、附則において規定しているところでございますが、保険料を算定する際の所得は市町村民税の対象となる所得を算定所得としており、分離課税分の所得についても総合課税分の所得と同様に、恒久的に保険料の算定所得とするという考え方から、保険料の賦課の特例として附則に規定している分離課税の分の所得について本則に移行したということでございます。玉城町の国民健康保険と致しましても、この趣旨と内容を踏まえ同様の改正を行うものでござ

ございます。以上、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（小林一則君）提案理由の説明は終わりました。次に、日程第 8・議案第 93 号 平成 21 年度玉城町一般会計補正予算（第 5 号）ないし 日程第 15・議案第 100 号 平成 21 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 3 号）を一括議題と致します。

町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）議案第 93 号 平成 21 年度 玉城町一般会計補正予算（第 5 号）につきまして提案理由を申し上げます。今回、提案申し上げます一般会計補正予算は、補正予算総額 1 千 190 万円を追加し、歳入歳出予算総額を 49 億 1 千 390 万円とするものであります。

今回の補正の主なものは、先の議会でご承認頂いた期末・勤勉手当の減額、国の政権交代により見直された子育て応援特別手当の減額、医療費の増加による、福祉医療費の増額、国民健康保険特別会計貸し付けのほか、年度内見込による増減を計上しています。新規に計上の事業と致しましては、防災情報基盤施設整備事業、新型インフルエンザ対策事業、台風 18 号関連の各施設の修繕料、11 月 11 日の豪雨による災害復旧事業費などのほか、来年 4 月に予定しております桜まつり準備費用、村山龍平翁生誕 160 周年の準備費用を計上しています。なお、詳細につきましては、副町長から説明を致します。

次に、議案第 94 号 平成 21 年度 玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について提案理由を申し上げます。

今回補正予算は、総額 6 千 914 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算総額を 13 億 7 千 178 万 6 千円とするものであります。今回の補正の内容につきましては、平成 21 年度上半期の医療費の増加に伴い保険給付費を増額するものであります。なお、詳細につきましては、生活福祉課長から説明を致します。

次に 議案第 95 号 平成 21 年度 玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第 2 号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ 450 万 6 千円を増額し、予算総額を 7 千 587 万 2 千円とするものであります。歳入おきましては、諸収入、財産収入、繰入金を増額計上、歳出におきましては、物件費など管理運営費の精査、工事請負費の増額、予備費減額調整をするものであります。なお、詳細につきましては、産業振興課長から説明致します。

次に、議案第96号 平成21年度 玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものは、歳入歳出予算額99万1千円を増額しようとするもので、歳出では維持管理修繕料の増額と基金利子収入の減額を計上し、歳入では、消費税還付金の確定により増額し、一般会計繰入金で調整をはかったものであります。なお、補足は省略致します。

次に、議案第97号 平成21年度 玉城町介護保険特別会計補正予算(第2号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、総額2千581万6千円を減額し、歳入歳出総額9億28万8千円とするものであります。主なものといたしましては、介護サービス等給付費の減に伴い保険給付費を減額するものであります。なお、詳細につきましては、生活福祉課長から説明を致します。

次に、議案第98号 平成21年度 玉城町病院事業会計補正予算(第2号)について提案理由を申し上げます。

玉城病院では、本年4月から整形外科を常勤医師による診療体制に変更し、現在常勤医師3名他による体制をとり、ニーズに対応したサービスの提供に努めています。業務の予定量として、年間の予定患者数は入院・外来ともに当初見込みに比べ増加の傾向にあります。このことから、収益的収支においては、収入で病院事業収益2千984万9千円を増額し合計を6億945万7千円とし、これに係る支出では病院事業費用1千59万6千円を増額し、合計を6億3千446万4千円とするものであります。また、資本的収支においては、本年4月から常勤の整形外科医師を迎え、その診療内容の充実を図るため、医療用備品として新規に手術用ドリル購入費として178万5千円を予定しており、既決予定額執行状況と調整し、収入で他会計(一般会計)からの補助金29万8千円を増額、支出の建設改良費(医療用備品購入費)で59万7千円を増額計上し、収入が支出に不足する額29万9千円は過年度分損益勘定留保資金で補てん致すものでございます。なお、詳細につきましては、病院老健事務局長から説明致します。

次に、議案第99号 平成21年度 玉城町水道事業会計補正予算(第3号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、収益的収支の支出で営業費用の原水費、配水費、総係費で62万円の増額をするものです。また、資本的支出においては水道拡張費で12万2千円を増額をお願いするものであります。なお、詳細につきましては

ては、上下水道課長から説明いたさせます。

次に、議案第 100 号 平成 21 年度 玉城町下水道事業会計補正予算（第 3 号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、収益的収支の収入で消費税還付金 500 万円を増額し、支出で処理場費 440 万 2 千円、総係費において 35 万 7 千円を増額するものです。又、資本的収支においては、収入で企業債 820 万円を増額し、他会計補助金で 1 千 229 万 7 千円の減額、受益者負担金で 1 千 257 万円の増額を計上し、支出で、施設費 826 万 1 千円をお願いするものであります。なお、詳細につきましては、上下水道課長から説明致させます。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

議長(小林一則君) 副町長 坪井信義君
副町長(坪井信義君)議案第 93 号 平成 21 年度玉城町一般会計補正予算(第 5 号)につままして補足説明を申し上げます。

(補正予算書朗読方々説明する)

議長(小林一則君)生活福祉課長 林 裕紀君
生活福祉課長(林裕紀君)それでは、生活福祉課が所管を致します補正予算の補足説明を申し上げます。先ず、議案第 94 号 平成 21 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)につままして補足説明を申し上げます。

(補正予算書朗読方々説明する)

次に、議案第 97 号 平成 21 年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）につままして補足説明を申し上げます。

(補正予算書朗読方々説明する)

議長(小林一則君)産業振興課長 田間宏紀君
産業振興課長(田間宏紀君)それでは所管致します 議案第 95 号 平成 21 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算(第 2 号)につままして補足説明を申しあげます。

(補正予算書朗読方々説明する)

議長(小林一則君)病院老健事務局長 田畑良和君
病院老健事務局長(田畑良和君)議案第 98 号 平成 21 年度玉城町病院事業会計補正予算(第 2 号)につままして補足説明を申し上げます。

(補正予算書朗読方々説明する)

議長(小林一則君) 上下水道課長 松田幸一君
上下水道課長(松田幸一君) それでは、所管を致します 2 議案につきまして、
補足説明を申し上げます。先ず、議案第 99 号 平成 21 年度 玉城町水道
事業会計補正予算(第 3 号) について補足説明を申し上げます。

(補正予算書朗読方々説明する)

続きまして、議案第 100 号 平成 21 年度玉城町下水道事業会計補正予算
(第 3 号) について補足説明を申し上げます。

(補正予算書朗読方々説明する)

議長(小林一則君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これにて、本日の日程はすべて終了致しました。来る 11 日は午前 9 時か
ら本会議を開き、町政一般に関する質問を行ないますから、定刻までにご参
集願います。

本日は、これをもって散会致します。

(午前 9 時 55 分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

玉城町議会議長

玉城町議会議員

玉城町議会議員